

令和6年度石垣市奨学貸付金奨学生募集要項

1 奨学生の資格

本市に住所を有する者の子弟であって、高等専門学校(1~3年生の課程を除く)、専門学校、専修学校(高等学校に類する課程を除く)、短期大学、大学(外国の大学含む)、大学院等に在学し、修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者

※ 令和6年度中に入学予定の者を含む(申請時において合格通知の有無は問いません)。

2 奨学貸付金の申請の際に必要な提出書類

(1) 奨学金等貸付申請書(第1号様式)

(2) 奨学生推薦書(第2号様式)

※ 令和5年度入学者若しくは令和6年度入学予定者については、出身高等学校等のもの

(3) 学業成績証明書

※ 令和5年度入学者若しくは令和6年度入学予定者については、出身高等学校等のもの

(4) 在学証明書 ※ 令和6年度入学予定者については、入学後に提出

(5) 住民票謄本 ※ 家族及び本人のもの

(6) 石垣市奨学金口座振込依頼書(別紙1)

(7) 保護者の所得証明書・資産証明書・印鑑登録証明書・義務履行証明書

(8) 収入のある世帯員分の所得証明書

(9) 保証人の印鑑登録証明書

※ 所得証明書及び資産証明書については、石垣市役所税務課で発行しています。

※ 義務履行証明書は、石垣市役所納税課で証明(完納確認印)をもらってください。

※ 連帯保証人は、申請者の父又は母等とします。

※ 保証人については、本市に住所を有する成年者で、独立の家計を営んでいることが条件です。祖父母を保証人に選ぶことは避けてください。

3 受付期間・受付場所

令和5年9月19日(火)~11月30日(木) 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く。

〒907-8501 石垣市真栄里672番地(1階 教育委員会 教育総務課窓口)

☎ 0980-87-5077

4 審査基準

(1) 学業成績(評定平均値概ね3.3以上)

(2) 家計状況(1年間の総所得金額が、石垣市の定める所得基準額以下であること)

※ 提出された『収入のある世帯員分の所得証明書』を基に審査します。

(3) 人物評価など

5 入学一時金について

令和6年度中に入学予定で、入学一時金の貸付を希望される方を対象に300,000円又は500,000円を貸付いたします。

※ 入学一時金は、新規に入学される方が対象です。既に在学されている方には貸与できません。また、入学一時金のみでの貸付は行いません。

6 奨学金・入学一時金の額

- (1) 奨学金 月額 50,000円 又は 月額 70,000円 (希望する額)
- (2) 入学一時金 300,000円 又は 500,000円 (希望する額)

7 貸付期間

奨学貸付金を受けるに至った月から、その専門学校・大学等の正規の修学期間とする。

- ※ 学業成績不振(留年)を理由に貸付期間の延長はできません。
- ※ 入学一時金については、令和6年3月に貸付予定

8 募集人数 5名(予定)

9 奨学貸付金等の返還

原則的に、奨学金は無利息とし、卒業の1年後から25,000円を貸付全額に達するまで毎月返還するものとする。なお、正当な理由なく規定の償還期間を過ぎた場合については、延滞金を徴収するものとする。

10 石垣市奨学給付金・桃原用昇奨学給付金との併願について

石垣市奨学給付金及び桃原用昇奨学給付金との併願も可能です(貸付と給付の両方の奨学生となることは出来ません)。併願される場合に他方においては、以下の提出書類についてはコピーの提出で構いません。

- (1) 在学証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 石垣市奨学金口座振込依頼書
- (4) 保護者の所得証明書・資産証明書・印鑑登録証明書・義務履行証明書
- (5) 収入のある世帯員分の所得証明書

※ 日本学生支援機構等の他の奨学金制度(給付型・貸付型を問わず)を利用予定の方も併願可能です。

11 石垣市ホームページ(石垣市奨学金制度)

https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kyouiku_somu/shougakukin/775.html



石垣市教育委員会 教育総務課
電話：0980-87-5077
FAX：0980-82-0294
E-mail：kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp